

日本衣服学会誌論文投稿規定

1 資格

1. 1 投稿者

本学会誌に掲載する論文の投稿者は、原則として本学会の会員に限る。ただし、筆頭著者を除く共同研究者に非会員を含む場合は、一編ごとに非会員1名につき、4,500円の登録料を投稿時に支払うものとする。

1. 2 投稿論文

投稿論文は、他の学術誌に未発表のものに限る。

2 著作権

本学会誌に掲載された論文の著作権は、日本衣服学会に帰属する。したがって外部から引用の申請があったときは、本学会において検討のうえ許可することがある。ただし、著者は自著の引用を学会の許可なく行うことができる。

3 投稿論文

本学会に投稿される論文は、衣服学、衣服教育および衣生活科学に関する報文、研究報告および資料とする。これらの論文は、本投稿規定および執筆要項に従って、和文または英文で簡潔に書く。

3. 1 報文

報文は、新しい価値ある結論あるいは事実を含むと認められるものとする。報文の長さは特に制限しないが、刷り上り10頁以内が望ましい。1頁は、23字×40行×2段(約1840文字)、ただし、図表、タイトル等を含める。英文要旨および和文要旨をつける。

3. 2 研究報告

断片的な研究でも、新しい事実や価値あるデータなどは研究報告として掲載できる。研究報告は、原則として刷り上り8頁以内が望ましい。英文要旨および和文要旨をつける。

3. 3 資料

研究の資料として有用である調査、統計、実験などの結果の報告を資料として掲載できる。資料の頁数は、刷り上り6頁以内とすることが望ましい。資料には、要旨は不要である。

4 投稿手続

4. 1 原稿の部数

投稿に当って原稿はすべて正1部、副2部を提出する。ただし、副は正の複写でよい。

4. 2 論文投稿カード

本学会所定の論文投稿カードを1部添付する。論文投稿カードは、学会のホームページからファイルをダウンロードする。同時に、入力済みファイルを編集委員会へ添付ファイルでメール送信する。あるいは、電子媒体に保存して同封する。ダウンロードできない場合は、編集委員会へメールで請求する。

4. 3 原稿の提出

原稿は、「投稿論文在中」と朱書きして、編集委員会宛に提出する。提出は簡易書留等、原稿送付が証明できる方法が望ましい。

5 論文の審査

5. 1 投稿論文の採否は、編集委員会が決定する。採用論文の受理年月日は、編集委員会において掲載可と認められた日とする。

5. 2 編集委員会が訂正を求めた箇所以外は、受理された論文を編集委員会の承諾なしに変更してはならない。

5. 3 編集委員会で訂正を求められた論文は、編集委員会発送日より2カ月以内に再提出するものとする。

2カ月以上経過して再提出された際には、原則として新投稿論文として取り扱う。

5. 4 編集委員会は著者の承認を得た上で、論文の種類（報文、研究報告、資料の種類）を変更することができる。

6 最終原稿の提出

6. 1 掲載が決定した論文は、最終原稿一部とファイルを編集委員会へ提出する。
6. 2 論文の表紙には、タイトル、著者名、所属、所属住所、キーワードを和文と英文で記載する。図表原稿の余白にはそれぞれの図表ごとに筆頭著者名を記入する。
6. 3 採用原稿の図表について、製版上不適当と編集委員会が認めた場合、書きかえることがあるが、その際の実費は著者負担とする。

7 著者校正

7. 1 著者校正を1回行う。
7. 2 印刷上の誤り以外の字句の修正、あるいは新たな書き込みは認めない。
7. 3 著者は定められた期日までに校正を行い、学会編集委員会宛返送すること。定められた期日までに校正刷が返送されない場合、著者による校正は割愛される。

8 学会誌発行後の正誤および訂正

8. 1 印刷上の誤りは、著者の申し出があった場合に掲載する。
8. 2 印刷上の誤り以外の訂正、追加などは、著者の申し出があり、かつ編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り掲載する。

9 掲載料および抜刷

9. 1 頁数に応じて掲載料は著者負担とする。原稿掲載料は、刷り上り基本頁（報文10頁、研究報告8頁、資料6頁）までを頁数にかかわらず一律20,000円とし、基本頁を超過した部分は1頁当たり6,000円とする。
9. 2 図表の製版に要する費用は、掲載料に含まれず、著者負担とする。
9. 3 抜刷は有料とする。投稿の際に提出する投稿カードに必要部数を書いて申し込むこと。申し込み部数は50部単位とする。

10 その他

10. 1 特別掲載
著者が特別掲載として至急掲載を希望する場合は、編集委員会に申し出ること。
10. 2 本学会誌が掲載する項目
本学会誌は、衣服学、衣服教育および衣生活科学に関する論文以外に、これらの総説、解説、文献紹介、および会報、会員消息等を掲載する。

11 本規定に定める諸費用（登録料、掲載料、図表に要する費用、抜刷代等）の納付先

郵便振替口座； 01040-9-3121

加入者名； 日本衣服学会

(平成15年11月8日改訂)
(平成18年10月21日改訂)
(平成21年11月7日改訂)
(平成25年11月9日改訂)